

寄付つき融資 「SDGs 応援融資 “希望”」

商品名 (愛称)	SDGs 応援融資 “希望”
ご利用 いただける方	<p>① 会員又は会員たる資格を有する法人または個人事業主の方</p> <p>② 当金庫の営業地区内で営業している者または新規開業者の方</p> <p>③ SDGs (ESG含む) の趣旨に賛同し事業に取り組んでいる方、 または行おうとしている方</p> <p>※具体的な事業内容やSDGs (ESG含む) への取組みや お使いみちを確認し、該当するか否かを判断します。</p>
お使いみち	SDGs や ESG に係る事業資金 (運転資金・設備資金) ※ただし、他金融機関の借換資金は対象外とします。
ご融資科目	証書貸付
ご融資金額	<p>運転資金：最長 7 年以内</p> <p>設備資金：最長 20 年以内 (必要に応じての元金返済の据置期間を含む)</p> <p>※ただし、設備内容によっては、耐用年数期間内とします。</p>
ご利用期間	<p>一先あたりの融資金額は最高 1 億円かつ下記金額の範囲内とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 5 千万円以内 ・設備資金 1 億円以内 <p>※一般証書貸付・各制度資金との併せ貸も可能です。</p>
ご融資利率	<p>当金庫所定の算出利率から 0.3% を優遇します。</p> <p>運転資金は固定金利、設備資金でご利用期間 5 年を超える場合は 5 年ごとの の周期変動利率となります。</p>
ご返済方法	毎月元金均等返済とします。
保証人・担保	個別にご相談させていただきます。
手数料	各種手数料は、業務手数料一覧をご参照ください。
寄付行為	<p>融資実行額の 0.1% 相当額を地域の未来を担う子供に寄与する事業関連へ 当金庫を通じて、寄付することで社会貢献をさせていただきます。</p> <p>※寄付先や寄付品等につきましては、当庫が選定させていただきます。 また、寄付に際してはご利用者のお名前や金額等は公表いたしません。</p>

<p>苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：025-543-3184）にお申し出ください。 • 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）並びに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>その他</p>	<p>お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p> <p>また、ご融資利率やご返済額の試算等につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。</p>